

第 1 2 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和3年6月11日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎4階中会議室に招集した。

出席委員（14名）

| | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1 番 江 橋 健 男 | 2 番 高 橋 基 | 5 番 今 関 征 一 |
| 6 番 深 谷 泉 | 9 番 雨 谷 克 己 | 1 3 番 市 村 正 司 |
| 1 4 番 吉 澤 勇 | 1 5 番 笹 沼 恭 一 | 1 7 番 皆 川 晃 |
| 1 8 番 伊 藤 明 美 | 1 9 番 軍 地 美 代 | 2 0 番 高 安 幸 一 |
| 2 2 番 大 圖 金 雄 | 2 4 番 外 岡 健 寿 | |

欠席委員（8名）

| | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 3 番 渡 邊 隆 文 | 4 番 立 原 清 子 | 8 番 一 木 克 昭 |
| 1 0 番 安 藏 久 男 | 1 1 番 皆 川 重 文 | 1 2 番 浅 井 紘 一 |
| 1 6 番 関 成一 | 2 3 番 小 島 雄 一 | |

事務局

| | | | |
|------|---------|-----------------|---------|
| 次長 | 吉 川 正 浩 | 次長補佐兼 調査広報係長 | 小 野 克 也 |
| 農地係長 | 谷 津 知 一 | 農地係 | 江 幡 清 美 |
| 農地係 | 関 拓 也 | 農地係 | 塚 田 一 平 |

内 容

1. 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 土地現況証明願いに対する承認について
議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について
議案第6号 水戸農業振興地域整備計画の変更について
議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について

2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 制限除外の農地の移動届について

報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

報告第7号 農地改良協議に対する同意について

会 議 の 概 要

事務局 皆さん、おはようございます。定刻前ではございますが、本日参集予定の方全員おそろいですので、会長、開会をよろしく申し上げます。

会 長 皆さん、おはようございます。

6月も11日になりまして、いよいよワクチンの接種が始まりました。実は私も7日に1回目の接種をしました。そして2回目が28日ということで、皆様も徐々にやっていくことと思っております。しかし、今日のニュースを見ていると、因果関係ははっきりしていませんけれども、96名の方が亡くなっているというニュースが流れておりました。これについては、ワクチンの接種との因果関係は分かっていないですけれども、接種後に亡くなっているというようなことだそうです。でも、それを心配していたのでは、日本の経済も回らないし、ワクチンの接種を躊躇してしまうことがあれば、今後65歳以下の方々への接種に影響が出てくると思いますので、進んでワクチンの接種を受けていただきたいと思っております。

そういう中で、本日の総会でありますけれども、今までは約2メートルの間隔を開けてほしいということでしたが、これからは2メートル以上の間隔を開けることや、会議中に適宜換気をするなど、いろいろな制約がされておりますので、その辺もしっかり守っていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第12回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は14名、欠席委員は8名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 議長一任との声がございましたが、議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは異議なしと認め、議長により指名をさせていただきます。

24番、外岡健寿委員、それから1番の江橋健男委員、よろしくお願いいたします。

初めに、議案の取下げがありますので、事務局から説明をさせます。

事務局 議案の取下げがございますので、お手元の第 12 回水戸市農業委員会総会取下げと記載された用紙をご覧ください。

取下げ案件は 1 件でございます。案件は、議案書の 1 ページになります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可についての第 2 項でございます。令和 3 年 6 月 10 日に申請人から取下げ願いが提出されたことによる取下げです。

説明は以上でございます。

議 長 次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。お手元の総括表をご覧ください。

農地法第 3 条の審議案件が 11 件、農地法第 15 条の審議案件が 25 件、土地現況証明が 3 件でございます。報告事項としまして、農地法第 3 条の 3 の届出が 3 件、農地法第 4 条の届出が 7 件、農地法第 5 条の届出が 21 件、農地法第 18 条第 6 項の通知が 1 件、制限除外の農地の移動届出が 1 件、農地改良協議が 1 件、登記官等からの地目確認照会が 1 件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして 74 件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見はできませんので、調査の上、代理発言を 17 番の皆川晃委員をお願いいたします。

それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可についてを協議いたします。第 1 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 1 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17 番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項から第5項までは関連がありますので、まとめて上程いたします。3項から5項までについて、事務局から説明をさせます。

事務局 第3項から第5項までは関連がありますので、併せて説明いたします。

契約内容は全て売買であります。受人は、新規就農するため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。8番、一木委員及び12番、浅井委員の代理発言です。調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。飯富地区なんです、私高安が代理で調査しました。14

番，吉澤委員も同行し，調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるので，皆さんのご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番，高安です。先ほど申し上げたとおり飯富地区の案件のため，14番，吉澤委員と調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第8項及び議案第2号 農地法第5条の規定による許可についての第19項は関連がありますので，併せて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが，契約内容は区分地上権の設定でございます。賃借人は営農型太陽光発電設備の設置のために，太陽光発電パネル部分に区分地上権を設定したい旨の申請でございます。

続きまして，議案書8ページをお開きください。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可についての第19項の説明でございます。

すが、契約内容は区分地上権の設定でございます。賃借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めるため、営農型太陽光発電設備を設置したい旨の申請でございます。下部での営農は、利用権による個人が営農者となり、榊を栽培する計画でございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、営農型太陽光発電設備に関する農林水産省通知により一時転用として設置できるものとなっております。

なお、一時転用期間は3年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。12番、浅井委員の代理発言になります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項及び議案第2号 農地法第5条の規定による許可についての第20項は関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、契約内容は区分地上権の設定でございます。

賃借人は、営農型太陽光発電設備の設置のために太陽光発電パネル部分に区分地上権を設定したい旨の申請でございます。

続きまして、議案書8ページをお開きください。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可についての第20項の説明でございますが、契約内容は区分地上権の設定でございます。

賃借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により発電収入の増益を図るため、営農型太陽光発電設備を設置したい旨の申請でございます。下部での営農は、利用権による個人が営農者となり、榊を栽培する計画でございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、

営農型太陽光発電設備に関する農林水産省通知により一時転用として設置できるものとなっております。

なお、一時転用期間は3年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。12番、浅井委員の代理発言になります。

この案件に関しましても調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。12番、浅井委員の代理発言になります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 11 項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。
農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24 番、外岡です。23 番の小島委員の代理発言となります。
調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 12 項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。
農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24 番、外岡です。
これにつきましても、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。16番、関委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19 番，軍地です。

この案件につきまして調査検討いたしましたところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 3 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 3 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19 番，軍地です。

この案件につきましても調査検討しましたところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 4 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 4 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，水道，下水道が埋設された道路に面し，500 メートル以内に病院と幼稚園があることから，農地区分は第 3 種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。11番，皆川重文委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に中学校と歯科医院があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいた

します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17 番，皆川です。15 番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 10 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 10 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17 番，皆川です。15 番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17 番、皆川です。15 番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22 番、大圖です。16 番、関委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。この案件も16番、関委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅
地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思
料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。

申請地は、住宅が連たんしていることから、農地区分は第 3 種農地と思料されます。

なお、転用期間は 3 年間であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9 番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 17 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 18 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 18 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 21 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 21 項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、転用期間は 3 年間であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番, 深谷です。12番, 浅井委員の代理発言になります。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議をよろしくお願いいいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第22項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第22項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, JR内原駅から500メートル以内にある農地であることから, 農地区分は第2種農地と思量されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番, 外岡です。

この件につきまして調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第23項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第23項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書をつけ

での申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24 番，外岡です。

この件につきましても調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 24 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 24 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第 2 種農地と
思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22 番，大圖です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 25 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 25 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22 番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らしこの案件も許可相当と思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第 3 号 土地現況証明願いに対する承認についてを上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、別紙 1 をご覧ください。

では、説明をさせていただきます。

別紙 1、議案第 3 号 土地現況証明願いに対する承認についてでございます。

第 1 項は、田谷町の畑 2,657 平方メートルの土地について、土地現況証明願いがあり、農業委員 3 名で現地調査をしたところ、転用目的のとおりであることを確認できましたので、証明を可としたものであります。

第 2 項及び第 3 項につきましても同じく農業委員 3 名による調査によって、転用目的のとおりであることが確認できましたので、証明を可としております。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

この中には、雨谷委員に係る案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(雨谷克己委員退席)

議 長 それでは、事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 農政課の倉田よりご説明させていただきます。

お手元の資料、別紙2をご覧ください。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは、雨谷委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画書一覧の4ページに載せてございます。4ページの26番、27番の計2筆となります。こちらは田が再設定のみで、1,290平方メートル、設定期間は5年間、設定者1名、取得者1名でございます。

利用権設定日は令和3年7月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思っております。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、雨谷委員に着席を求めます。

(雨谷克己委員着席)

議 長 それでは、事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきまして説明いたします。

令和3年農用地利用集積計画書の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの説明につきましては、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が10万7,642平方メートル、うち再設定が7万6,887平方メートル、畑が4万9,751平方メートル、うち再設定が6,922平方メートルでございます。設定者42名、取得者19名、うち再設定の設定者22名、取得者11名でございます。

利用権設定年月日は、令和3年6月18日、7月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

この中には、市村委員に係る案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

(市村正司委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明させます。

事業担当課 お手元の資料、別紙3をご覧ください。

それでは、議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和3年農用地利用配分計画書(案)の2ページをお開きください。

市川委員に係る農用地利用配分計画書案につきましてご説明いたします。

こちらは、田が再設定のみで6,125平方メートル、設定期間は5年でございます。
賃借権等の設定年月日は、令和3年9月1日に予定されております。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 意見なしと回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしと回答することに決定いたします。

それでは、市村委員に着席を求めます。

(市村正司委員着席)

議 長 続けて、事業担当課から説明を求めます。

事業担当課 先ほど承認をいただきました農用地利用配分計画書(案)の面積を除いた部分につきましてご説明をいたします。

令和3年農用地利用配分計画書(案)につきまして、集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自でご確認ください。

今回の設定合計につきましては、田が再設定のみで1,501平方メートル、畑が再設定のみで2,785平方メートル、設定者1名、取得者2名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定年月日は、令和3年9月1日に予定されております。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで、事業担当課は退席します。

次に、議案第6号 水戸農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。

まず、前回の受付分について、事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 農政課の照山と申します。

今回、4月受付分のご説明をする前に、前回令和2年10月受付分の状況についてご報告します。

本日お配りしましたお手元にごございます右上に「総会参考資料令和3年6月11日」と書かれたA3版2枚つづりの資料をご用意ください。

ページをめくっていただきまして、10月受付分につきましては、12月の農業委員会総会及び市の農振協議会を経まして、茨城県県央農林事務所と協議を行い、法定の手续をしております。本日はその後の状況についてご報告いたします。

一覧表を準備し、見ていただきたいと思います。

重要な変更1でございますが、県との協議で可となり、用途区分の変更が完了しております。

案件2から7でございますが、県との協議で可となり、除外が完了しております。

また、軽微な変更2件につきましても、用途変更終了となっております。

説明は以上でございます。

議長 事業担当課から前回の受付分について説明ありましたが、ご質問等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、続いて前回受付分の説明に入ります。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 別紙の「議案第6号 水戸農業振興地域整備計画の変更について」と書かれた資料をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、各申出案件の位置図一覧でございます。

次に、案件ごとに申出者、土地所有者、事業内容、申出地等について一覧表に記載しています。

また、各案件の位置図、人数、公図、配置図等については、1ページから案件ごと

に順次つけておりますので、ご確認願います。

まず1ページをお開きください。

案件1でございますが、除外する土地は元石川町地内で、申出人は今回、就農を決意し、隣接地において農業用倉庫の建設を計画し、住居周辺の土地測量を行ったところ、住居敷地の一部が隣接農地を使用していることが判明し、農家住宅の敷地拡張として是正する申出でございます。

次に、関連があるものなので、65ページをお開きください。

軽微な変更1でございます。軽微な変更により農業上の用途区分を農業用施設用地に変更する土地は、元石川町地内で、申出人は今回、就農を決意し、コンバインなどの農機具や乾燥機、作業スペース等が必要となり、既存の用地では手狭なため、申出地の一部で土地の使用貸借をいたしまして、農業用倉庫を建設する計画でございます。

案件1と軽微な変更1の変更の相関図を71ページに載せておりますので、ご確認ください。

ページ戻りまして、6ページをお開きください。

案件2でございますが、除外する土地は元石川町地内で、申出人は、土地所有者の子であり、現在借家住まいでございますが、将来子供ができた際には手狭になることから、今回土地の一部を贈与によって取得し、申出地に自己用住宅を建設する計画でございます。

13ページをお開きください。

案件3でございますが、除外する土地は大場町地内で、申出人は土地所有者の子であり、現在県外において借家住まいでございますが、子供ができて手狭であることや、県外で仕事をしている夫が退職し、大場町地内の親族の経営する会社に就職することが決まったことなどの理由から、今回土地の一部を贈与によって取得し、申出地に自己用住宅を建築する計画でございます。

20ページをお開きください。

案件4でございますが、除外する土地は鯉淵町地内でございます。申出人は土地所有者の子であり、現在借家住まいでございますが、現在妻が妊娠中で、将来子供ができた際には手狭であること等の理由から、今回土地の一部を売買によって取得し、申出地に自己用住宅を建築する計画でございます。

27ページをお開きください。

案件5でございますが、除外する土地は笠原町地内で、申出人は建設重機等のメンテナンスなどを行う法人の代表者でございます。現在、自宅の駐車場などで資材や廃材などを管理しておりましたが、手狭であることや、緊急対応のため夜間に作業することがあり、現在の住宅街では不便であることから、今回売買によって土地を取得し、申出地に自分の経営する会社へ貸付けるための貸資材置場を設置する計画でございます。

す。

31 ページをお開きください。

案件 6 でございますが、除外する土地は筑地町地内で、申出人は土地所有者の子であり、現在借家住まいでございますが、子供も増え、手狭であるため、今回土地の一部を贈与によって取得し、申出地に自己用住宅を建築する予定でございます。

39 ページをお開きください。

案件 7 でございますが、除外する土地は酒門町地内で、申出人は自動車の分解整備や解体を行う法人でございます。今回、事業拡大に伴い、既存用地では手狭になることから、今回売買によって土地を取得し、申出地に自動車置場を設置する計画でございます。

42 ページをお開きください。

案件 8 でございますが、除外する土地は東前町地内で、申出人は製紙原料や古物の販売及び輸出入等を営む法人でございます。今回、事業拡大に伴い、既存用地では手狭になることから、今回土地所有者から売買によって土地を取得し、申出地に車両置場を設置する計画でございます。

44 ページをお開きください。

案件 9 でございますが、除外する土地は平須町地内で、申出人は、鉄鋼構造物工事業などを営む法人でございます。現在、資材置場がなく、一時転用の許可を得て申出地に資材置場を設置しております。今後とも事業継続上必要な土地であることから、今回土地所有者と売買によって土地を取得し、申出地に資材置場を設置する計画でございます。

47 ページをお開きください。

案件 10 でございますが、除外する土地は笠原町地内で、申出人は現在借家住まいでございますが、子供も増え手狭であるため、今回土地所有者から売買によって土地を取得し、申出地に自己用住宅を建築する計画でございます。

54 ページをお開きください。

案件 11 でございますが、除外する土地は笠原町地内で、申出人は現在借家住まいでございますが、子供も増え手狭であるため、今回土地所有者から売買によって土地を取得し、申出地に自己用住宅を建築する計画でございます。

続きまして、案件 12 につきましては、別冊資料となりまして、赤と黒のカラー刷りになっている資料が事前に配布されていると思いますので、ご確認願えればと思います。案件 12 でございますが、県営経営体育成基盤整備事業「柳河中部地区」の事業化に当たり、青柳町地内ほか 122 筆を農振農用地へ編入する申出でございます。編入面積の合計は 7 万 3,269 平米となります。

資料戻っていただきまして、61 ページをお開きください。

案件 13 でございますが、編入する土地は小吹町地内で、払下げを受けた土地を温室建設用地の一部として使用することから、農業用施設用地として編入する計画でございます。

今回受付分の説明は以上となります。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで事業担当課は退席します。

次に、議案第 7 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見についてを上程します。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 引き続き、農政課からご説明申し上げます。

今回、当日配付させていただいております資料がございます。今回の報告事項の冊子の手前のところについてでございます、「水戸市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想案に係る意見照会について」という別紙がございますけれども、こちらから A 4 用紙 3 枚と、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（変更案）」という冊子がございます。こちらについてご説明申し上げます。

冒頭の別紙のところの内容の説明を申し上げます。

1 番、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向についてということで、本市では通常、基本構想と呼んでおりますけれども、これは市町村が農業経営基盤強化促進法に基づきまして、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標や基本的指標、農用地の利用集積に関する目標等をおおむね 5 年ごとに、以後 10 年間に期間として定めるものとなっております。直近では、平成 28 年に県全体の基本方針の改訂に合わせて本市の基本構想も変更を行っていたところでございます。

この基本構想に定めます、今ありました効率的かつ安定的な農業経営の目標というところなんですけれども、大きく目標が 3 項目ございます。

まず、認定農業者の方の効率的かつ安定的な農業経営の目標、所得目標であったり年間労働時間と、また新規就農の方の所得目標と労働時間目標。そして、いわゆる効

率のかつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める集積面積シェアという、いわゆる担い手の集積率でございます。この3つが大きく目標として入っているものでございまして、そのほかには、この基盤強化促進法に関連しまして、利用権の設定に係る手続について、あるいは関係機関の連携についてといったところが定められているものになります。

さて、この改訂でございますけれども、本年4月に茨城県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が平成28年から5年を経過して、見直しとなりました。

こちらの変更の概要については、今回資料の3枚目のところがございます「茨城県農業経営基盤の強化促進に関する基本方針」の改訂のポイントというところで参考で付させていただいておりますけれども、こちら、おおまかに述べますと、効率的かつ安定的な農業経営の目標、認定農業者の方の目標、あるいは新たに農業を営もうとする青年等の方の目標、どちらも所得目標、労働時間、変更はございません。そういったところで、本市におきましても、こちらは認定農業者の年間農業所得の目標550万円と基本構想にございますけれども、こちらも変更なしと考えております。また、新規就農者の250万円という所得目標も変更なしということで考えております。

変更点といたしまして、冒頭、別紙のところ、主な変更点のところになるんですけれども、(1)構成、「第3」の記載内容を「第1」に集約ということで、県の基本方針の構成が変更になりまして、記載位置を移動しております。この記載位置を移動したものが(2)になるんですけれども、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、いわゆる担い手の集積率ということになります。こちらの変更内容なんですけれども、現行で集積率の目標として50%、備考のところ集積面積ということで3,365ヘクタールとなっております。これは、平成28年に改訂の時点と合わせまして、水戸市の農業基本計画、こちらの目標に準じたものというふうになっております。この集積面積3,365ヘクタールというのは、平成27年時点の農地の面積6,730ヘクタールを基に計算されたものとなっております。

さて、その下の見直し案というところが今回変更点になってございますけれども、今回、この集積面積シェアを52%とするように変更案を考えております。こちらの計算なんですけれども、下の※のところがございます。令和2年の集積率、実績として28.6%というふうになっておりまして、これは直近3年間でいきますと、平成30年から令和2年にかけて平均して年約2.3%ずつ増加しております。上昇しております。

これは、この基本構想おおむね10年を期間として定めるものとされておりますので、10年後の目標として計算したときに52%になるように目標を設定させていただいております。

また、この目標指標、現行のものですと、備考に面積が書かれておりましたけれど

も、目標指標としては集積率のみというふうになります。それに加えて、転用等々で農用地の面積というのは年々変動がございますので、備考の欄は今回削除とさせていただきます。集積率のみの記載というふうに整理をさせていただきたいと思っております。

そのほかの変更点といたしましては、目標とは関わってはこないんですけども、農地利用集積円滑化事業というのが平成 21 年から、水戸市の農業公社が指定を受けて、貸借の代理事業などを行ってまいりましたけれども、こちらの事業は令和 2 年度から農地中間管理事業に全て一本化されましたので、こちらに関わる記載を全て整理させていただきます。こちらは文言の箇所が多岐になるものですから、詳細な説明は省略させていただきます。

さて、今、変更の概要を申し上げましたけれども、こちら経営基盤強化促進法に基づきまして、変更を図る際に農業委員会の意見を伺うことと定められておりますので、今回詳細を申し上げた次第でございます。

説明は以上でございます。ご意見ありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで、事業担当課は退席します。

次に、報告事項について事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第 1 号、報告第 2 号、報告第 3 号にある農地法第 3 条の 3、第 4 条、第 5 条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号につきましても、資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

議 長 以上をもちまして、第12回総会を閉会いたします。
ご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午前10時25分